

平成28年度版

労働災害の現況と死亡災害事例

「安全見える化運動」実施中

スローガン

見ること「気づき」から「考動」へ



ひと、暮らし、
みらいのために

大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

目 次

平成27年における労働災害の発生状況	1
1 業種別死亡災害の推移	2
2 業種別死傷災害の推移	3
3 平成27年 重大災害一覧	4
4 平成27年 死亡災害発生状況	5
5 平成27年 業種別、事故の型別、起因物別死亡災害発生状況	5
6 災害事例	6
7 交通労働災害の防止	20
8 職場における熱中症による死傷災害の発生状況	22
9 死亡災害一覧（平成27年）	24

平成27年における労働災害の発生状況

1 概況

平成27年の大阪府内の労働災害による死亡者数は48人で、前年に比べて5人、9.4%の減少である。

重大災害は7件で、前年より2件、22.2%の減少である。

2 死亡災害

(1) 業種別発生状況

- ① 製造業では、死亡者数は12人で、前年に比べて2人、20.0%増加し、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが5人で、41.7%を占めている。
- ② 建設業では、死亡者数は13人で、前年に比べて1人、7.1%減少したが、全産業に占める割合が最も多く、「墜落・転落」によるものが8人で、61.5%を占めている。
- ③ 陸上貨物運送事業では、死亡者数は7人で、前年に比べて3人、30.0%減少し、「交通事故」によるものが5人で、71.4%を占めている。

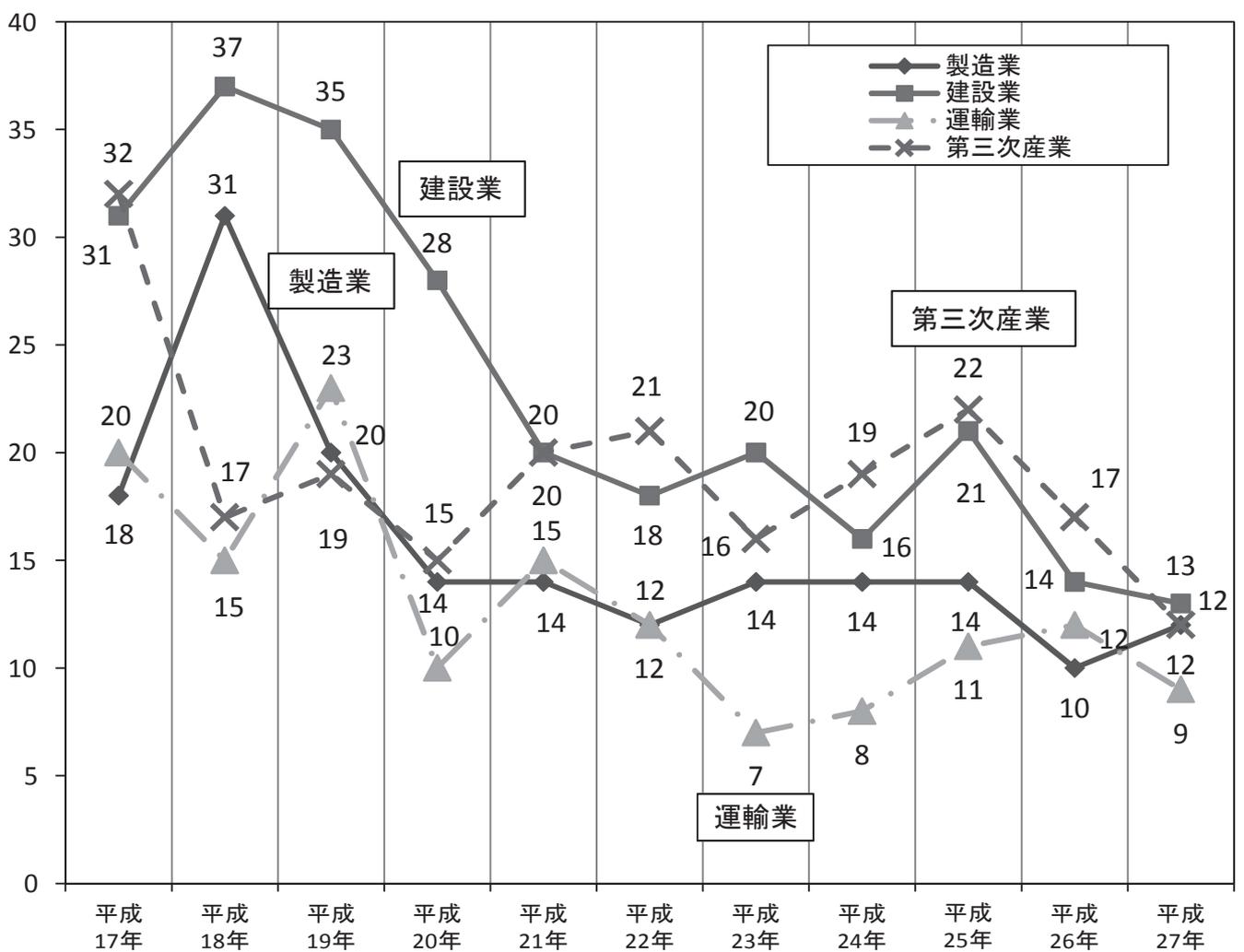
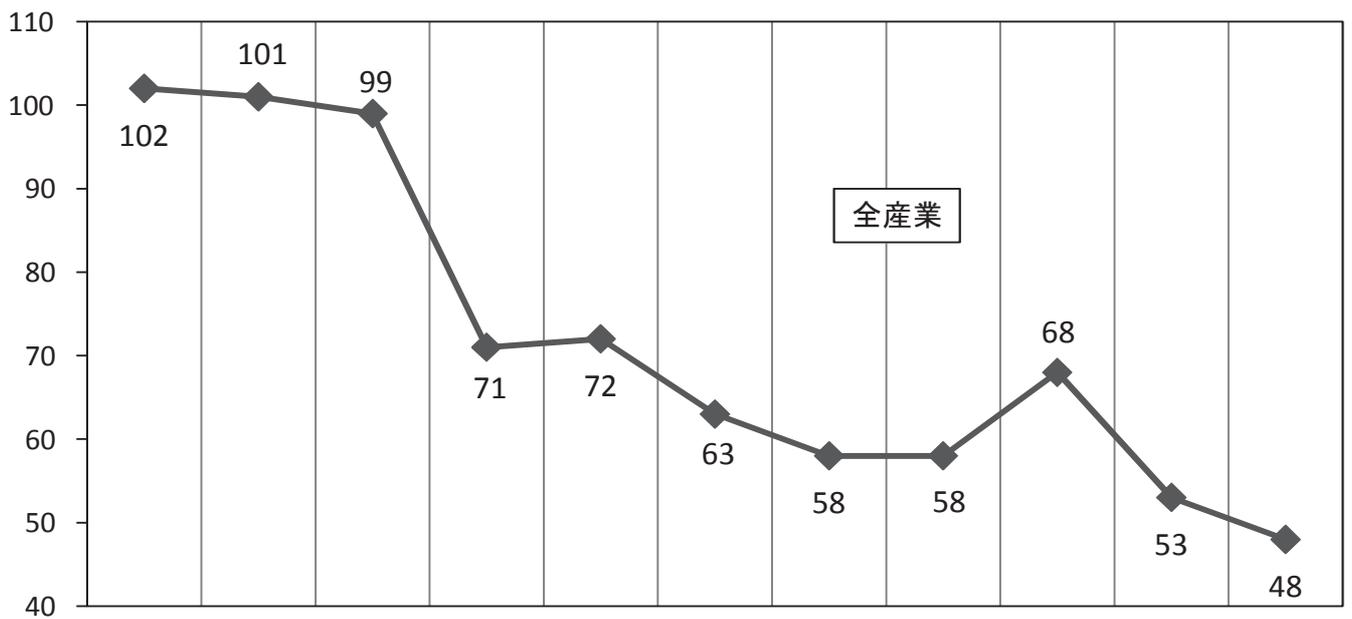
(2) 事故の型別発生状況

- ① 全産業で死亡者数が最も多い事故の型は、「墜落・転落」の13人で、続いて「はさまれ・巻き込まれ」の8人、「交通事故」の8人となっている。
- ② 「墜落・転落」による死亡者数が最も多い業種は、「建設業」の8人で、同災害の61.5%を占めている。
- ③ 「はさまれ・巻き込まれ」による災害が最も多い業種は、「製造業」の5人で、同災害の62.5%を占めている。
- ④ 「交通事故」による災害が最も多い業種は、「陸上貨物運送事業」の5人で、同災害の62.5%を占めている。

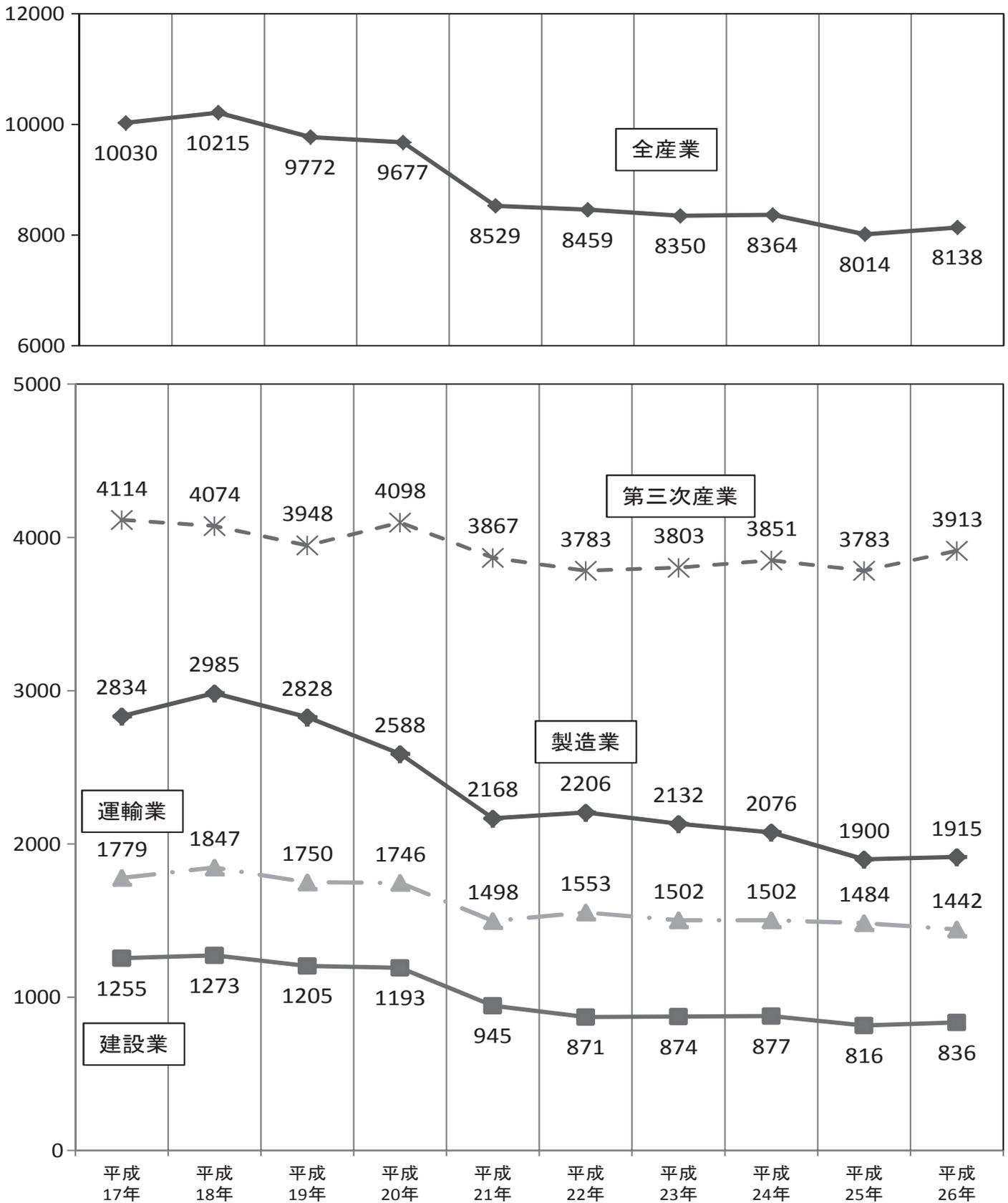
3 重大災害

一度に3人以上が負傷するなどの重大災害は、大阪府内で7件発生し、死傷者数は36人で、うち3件が交通事故で、15人が死傷している。

1 業種別死亡災害の推移

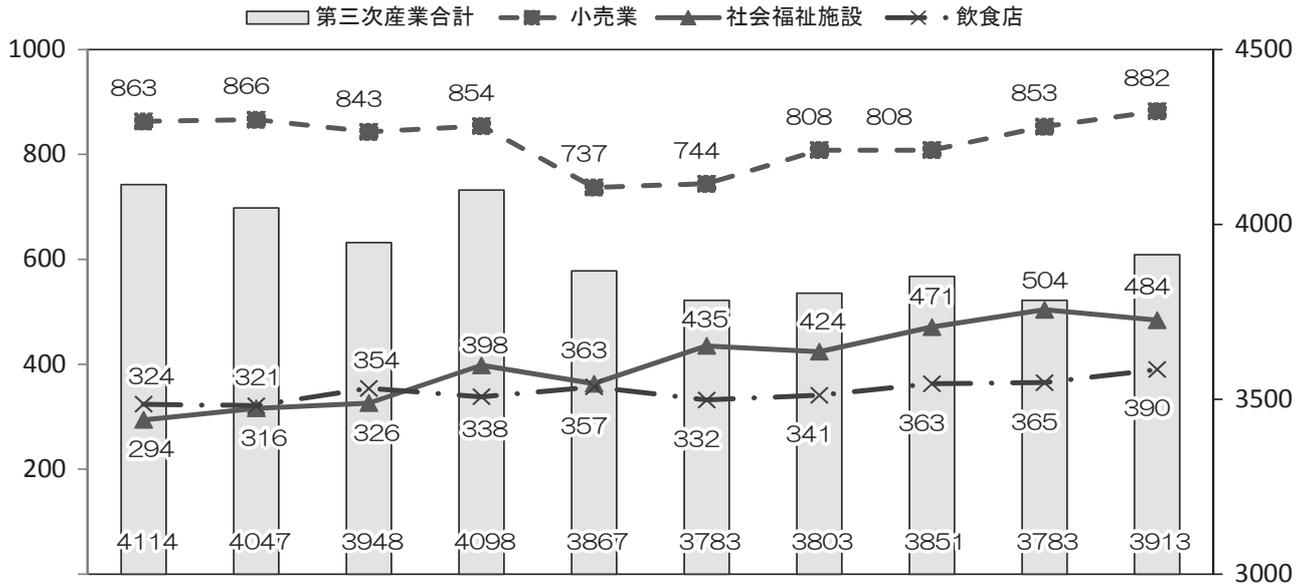


2 業種別死傷災害の推移



注：運輸業とは、運輸交通業と貨物取扱業の和。第三次産業とは、製造業、鉱業、建設業、運輸業、農業、林業、水産業を除く非工業的業種。

第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）死傷災害推移



	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
第三次産業合計	4114	4047	3948	4098	3867	3783	3803	3851	3783	3913
小売業	863	866	843	854	737	744	808	808	853	882
社会福祉施設	294	316	326	398	363	435	424	471	504	484
飲食店	324	321	354	338	357	332	341	363	365	390

3 平成27年 重大災害一覧

番号	発生日	発生日	死亡	休業	不休	不明	種類	概要
1	1月	東大阪市		3	1		交通事故	ゴミ収集車で進路変更してきたバイクを避けようとしたが接触し、その後信号機に接触して横転した。
2	3月	貝塚市	1	4			火災	工場内の繊維機械付近で出火したため退避したが、初期消火により一旦鎮火したので状況を確認に行ったところ、再び出火した。
3	4月	八尾市		2	1		倒壊	フォークリフトのフォークにL型のラックを載せ、このラックに立てかけた鉄板（縦2.32m、横2.2m、厚さ2.3mm重量約30kg）10枚を順次裏返し曲げ加工するプレスブレーキにセッティングする工程において、被災者3名を含む労働者5名が鉄板2枚目を裏返しにする作業中、ラックに立てかけた残りの鉄板8枚が倒れた。
4	6月	大阪市			4		その他	下水の保守点検作業後、かゆみや発疹がひどくなり病院で調べたところチャドクガ（毛虫）に刺されたことによるものであった。
5	8月	吹田市	1	3			交通事故	工事が終了したので、走行車線規制を解除し、カラーコーン回収のため低速で走行中、大型トラックが標識車両に追突し、標識車両が前を走っていた機台車両に衝突した。
6	8月	京都市	1	5	1		交通事故	労働者7名がワンボックス車でイベント会場に向かう途中、側壁に衝突し横転し、横転後全員が路側帯に避難していたが、運転手が横転した車に荷を取るために戻っていたところ、横転した車に大型トラックが衝突した。
7	12月	大阪市		9			倒壊	橋梁塗装工事のためのつり足場の組み立て作業中労働者9名が足場の荷揚げ場所付近に集合したため、荷重制限を超え、FRP角材2カ所が折れ、金属チェーン1カ所が溶接部で破断し、墜落した。

4 平成27年 死亡災害発生状況

平成27年死亡災害受理状況

月別死亡災害発生状況

業種	死亡者数	構成比(%)	前年同期		前年同期比較		1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月												
			死亡者数	構成比(%)	増減数	増減比(%)	平成27年	同累計	平成26年	同累計	平成25年	同累計	平成24年	同累計	平成23年	同累計			
全産業	48	100.0	53	100.0	-5	-9.4	平成27年	3	3	3	4	1	2	7	9	5	7	1	3
製造業	12	25.0	10	18.9	2	20.0	同累計	3	6	9	13	14	16	23	32	37	44	45	48
鉱業	1	2.1			1		平成26年	3	6	6	3	5	3	4	4	7	4	4	4
建設業	13	27.1	14	26.4	-1	-7.1	同累計	3	9	15	18	23	26	30	34	38	45	49	53
交通運輸業	1	2.1	2	3.8	-1	-50.0	平成25年	3	5	4	7	11	7	7	5	4	5	6	4
陸上貨物運送業	7	14.6	10	18.9	-3	-30.0	同累計	3	8	12	19	30	37	44	49	53	58	64	68
港湾荷役業	1	2.1			1		平成24年	4	4	10	4	6	2	9	5	2	6	5	1
林業							同累計	4	8	18	22	28	30	39	44	46	52	57	58
商業	6	12.5	8	15.1	-2	-25.0	平成23年	1	3	11	1	4	9	2	8	8	3	4	4
その他の事	7	14.6	9	17.0	-2	-22.2	同累計	1	4	15	16	20	29	31	39	47	50	54	58

受理(把握)件数で計上。

(注)月別死亡災害発生状況とは、災害発生日ごとに計上した件数

平成27年建設業における災害種類別、工事種類別死亡災害発生状況

災害の種類	土木工事											建築工事				設備工事				分類不能	合計	前年同期			
	ダム	トンネル	地下鉄	鉄道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾	その他	小計	ビル	木造	建築設備	その他	小計	電気通信				機械器具	その他	小計
墜落・転落													1	2		3	6				2	2		8	8
飛来・落下																									
崩壊・倒壊・落盤												1	1		1		1							2	1
クレーン等の災害																									
建設機械等の災害																									
自動車等の災害																									1
感電災害																									1
爆発・火災等																									
取扱運搬等災害																									
その他の災害													1			1	2				1	1		3	3
合計												1	1	2	3	4	9				3	3		13	14
前年同期											1	2	5		1	3	9				3	3		14	

5 平成27年 業種別、事故の型別、起因物別死亡災害発生状況

平成27年業種別、事故の型別死亡災害受理状況

平成27年	墜落転落	転倒	激突	飛来	崩壊倒壊	激突され	はさまれ巻込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	高温低温物と接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動等	その他	分類不能	合計	前年同期	
製造業	3			1			5				2					1						12	10	
食品							1				1											2	1	
繊維・繊維製品																1						1		
木材・木製品																								
ハルブ・化学												1										1	2	
鉄鋼・金属製品				1			4															5	5	
一般機械器具	1																					1	1	
電気機械器具																								
輸送用機械器具																								
その他の製造業	2																					2	1	
鉱業							1															1		
建設業	8				2						2											1	13	14
交通運輸業																	1					1	2	
陸上貨物運送業				1														5				7	10	
港湾荷役業																						1		
林業																								
商業	1	1	1	1	1	1																6	8	
その他の事業	1	1								1							2				1	7	9	
合計	13	2	1	2	3	2	8			1	4					1	8				2	48	53	
前年同期	14	1		2	1	7	6				2	3	1	1			12				2	1	53	

平成27年業種別、起因物別死亡災害受理状況

平成27年	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉窯等	電気設備	人力機械工具	用具	その他装置設備	仮設物建築物構築物	危険有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	合計	前年同期
製造業					1	1											1	3		1	1	2				12	10
食品							1																			2	1
繊維・繊維製品																					1					1	
木材・木製品																											
ハルブ・化学																										1	2
鉄鋼・金属製品					1	1											1				1	1				5	5
一般機械器具																										1	1
電気機械器具																											
輸送用機械器具																											
その他の製造業																										2	1
鉱業							1																			1	
建設業										1							1					2				13	14
交通運輸業																										1	2
陸上貨物運送業							1	4	1												1					7	10
港湾荷役業								1																		1	
林業																											
商業																	1									6	8
その他の事業							1	2	2								1									7	9
合計					1	1	3	10	4	1		1		1	1	2	13			2	2	2	4	2	2	48	53
前年同期		1			2	1	1	16	7					1	1	10	2			2	2	3	1	2		53	

6 災害事例

災害事例 1 クレーン作業中にレーザー切断機にはさまれる

業種	金属製品製造	事業所規模	1人 ～ 9人	発生日月	平成27年 1月	職種	金属加工 作業員
年齢	50代	経験年数	21年	起因物	金属加工用 機械	事故の型	はさまれ、 巻き込まれ

<災害発生状況>

レーザー切断機で鋼板の切断加工を行う工場で、運転中のレーザー切断機の可動範囲内に加工前の鋼板の仮置き場を設定していたため、可動範囲内に労働者が立ち入って、鋼板をクレーンで搬入し、クレーンの玉掛用具（ハッカー）から鋼板を取り外す作業をしていたところ、被災者の後ろから走行してきたレーザー切断機と鋼板との間に身体をはさまれた。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・無）

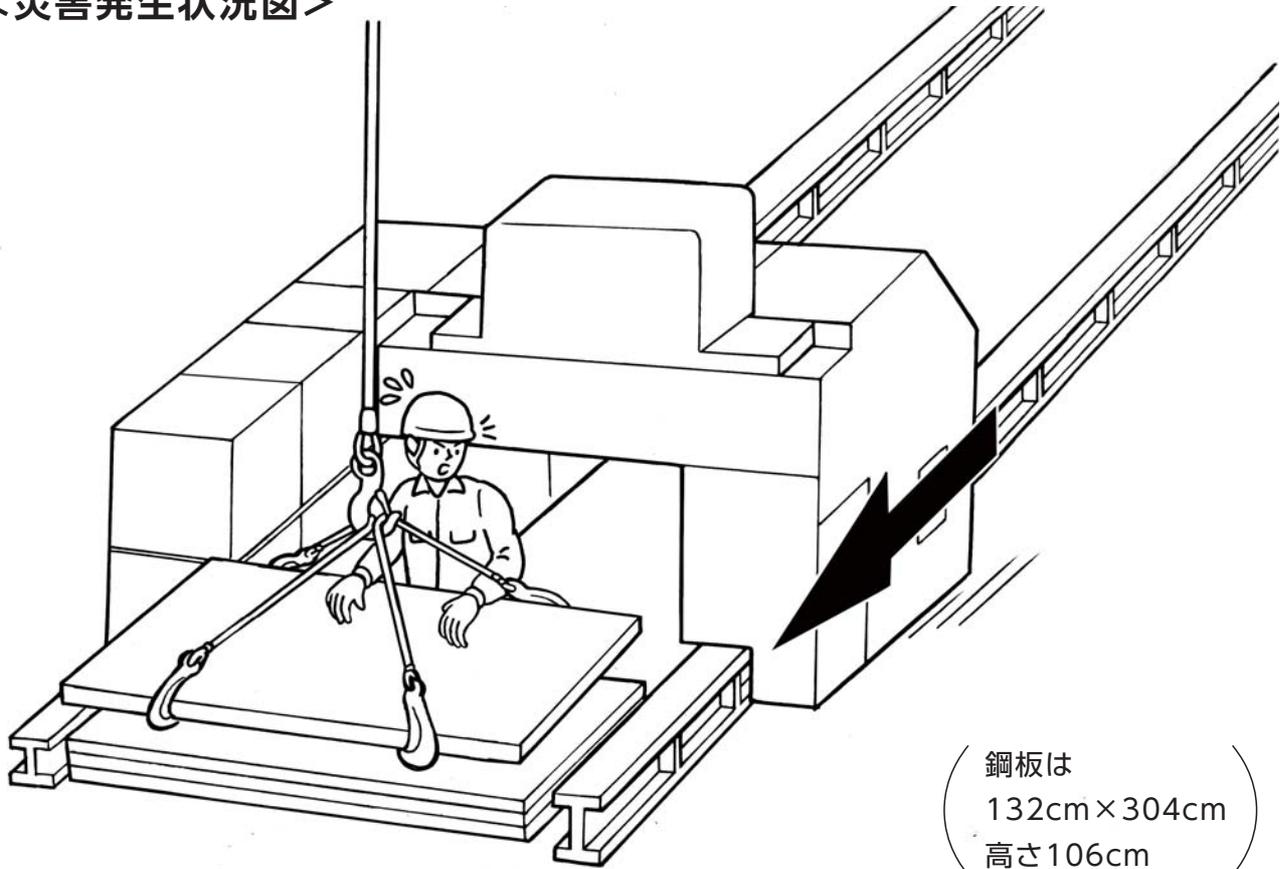
<災害発生原因>

- ① レーザー切断機の可動範囲内に鋼板の仮置き場を設けていたこと。
- ② レーザー切断機の運転を停止しないで、機械の可動範囲内に立ち入らせたこと。
- ③ レーザー切断機には、可動範囲内に人が立ち入ると作動する光線式安全装置が取り付けられていたが、作業時には安全装置が無効にされていたこと。

<災害防止対策>

- ① 工場のレイアウトの見直しを行い、レーザー切断機の可動範囲内に資材の仮置き場を設定しないこと。
- ② 運転中の機械の可動範囲内で作業を行わせないこと。
なお、機械の可動範囲内に立ち入る必要があるときは、機械の運転を停止させ、機械が停止したことを確認してから立ち入らせること。
- ③ レーザー切断機の光線式安全装置が有効な状態で作業を行わせること。

<災害発生状況図>



鋼板は
132cm×304cm
高さ106cm

<参考となる見える化事例>

- ・レーザー切断機の可動範囲を看板などにより表示し、可動範囲を視覚でわかりやすくする。
- ・機械の付近に、機械内部に立ち入る際の安全確認事項を表示する（看板を記す）。
- ・パトライトを設置して、機械の動作状況に応じた点灯、作業者が立ち入った時に点灯させることにより注意喚起をする。

パトライト →



レーザー切断機に近寄る際の条件

1. 機械の停止状況の確認
2. 機械の停止ランプの確認
3. 立入中表示ランプの確認
4. 機械の停止状況の再確認

災害事例 2 スクラップの選別中に車両系建設機械の荷が落下

業種	鉄鋼業	事業所規模	1人 ～ 9人	発生年月	平成27年 4月	職種	作業員
年齢	40歳代	経験年数	17年	起因物	荷姿のもの	事故の型	飛来・落下

<災害発生状況>

資材置場で、被災者らは、廃材の仕分をし、工場長が解体用つかみ機（車両系建設機械で以下「つかみ機」という。）を運転し、被災者は手作業で仕分をした。

バツカン（鋼製の箱）に入った状態のアルミスクラップをつかみ機で挟んで粉碎後、別のフレコンバッグに入ったアルミスクラップをつかむために旋回したところ、つかみ機のフォークにバツカンが抜けずに挟まった状態で約4mの高さまで持ち上がり、つかみ機の旋回範囲内で、アルミスクラップの選別をしていた被災者に落下した。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・**無**）

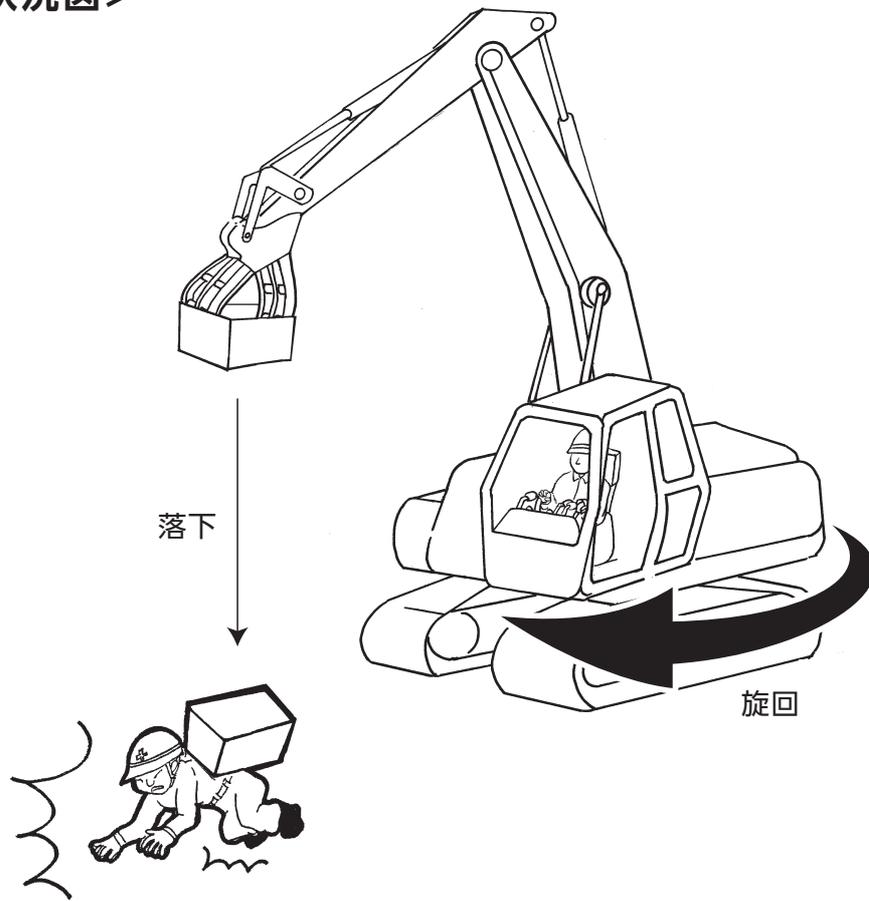
<災害発生原因>

- ① 運転中の車両系建設機械の作業半径内に労働者を立ち入らせていたこと。
- ② 車両系建設機械で作業を行わせる場合、車両系建設機械の種類及び能力、車両系建設機械の運行経路、車両系建設機械による作業の方法について作業計画を定めていなかったこと。

<災害防止対策>

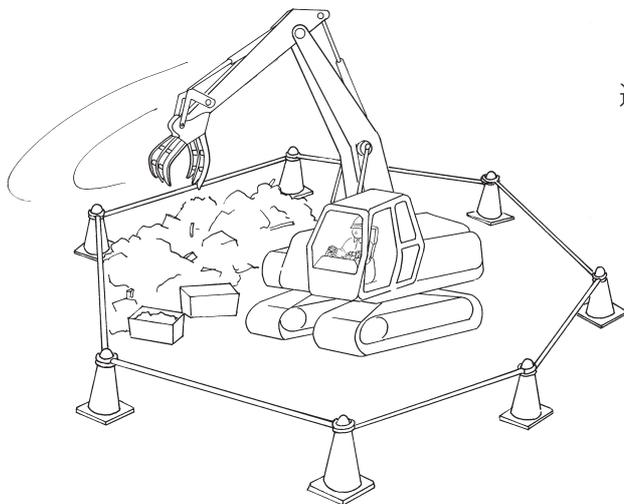
- ① 運転中の車両系建設機械の作業半径内に労働者を立ち入らせないこと。
- ② 車両系建設機械で作業を行わせる場合、車両系建設機械の種類及び能力、車両系建設機械の運行経路、車両系建設機械による作業の方法について作業計画を定めること。

<災害発生状況図>



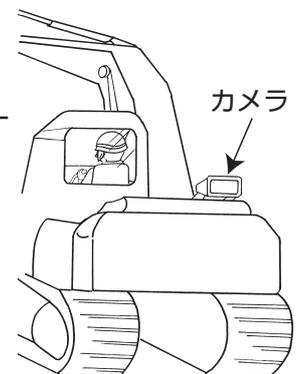
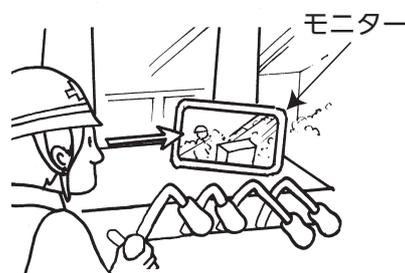
<参考となる見える化事例>

車輻系建設機械の広範囲に死角があったのでモニターを設置する。



旋回範囲に、柵を取付け、立入禁止措置。

運転席でモニターにより死角をなくす



カメラを取付け旋回範囲の死角の見える化を図っている。

災害事例 3 落下防護棚の組立て中に乗っていた棚が崩壊して墜落

業種	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建築 工事業	事業所 規模	10人 ～ 49人	発生年月	平成27年 9月	職種	鳶工
年齢	20代	経験年数	2年	起因物	その他の 仮設物	事故の型	墜落・転落

<災害発生状況>

5階建て集合住宅の外壁改修工事現場で、1次下請けの鳶工である被災者らは、足場の組立てに従事していた。

足場は、高さ約15mの枠組足場で、手すり先行工法（手すり据え置き式）により組立て、災害発生当日は、足場に落下防護棚（以下「朝顔」という。）を取り付けていた。

朝顔は、図のとおり、鋼管（φ48.6mm）の骨組み（つなぎ材）とつり材に木製足場板10枚を敷き詰め、番線で固定するものであった。

朝顔の骨組みの上に足場板を敷く作業が完了し、被災者Aは、コーナー部分の先端の鋼管に自在型クランプを取り付けていたが、取付け方法が誤っていたため、被災者Bが、朝顔に乗って指摘しようとしたところ、朝顔を支持していた建地上部のつり材が自在型クランプから抜け、朝顔が崩落し、2名が5m下の路面に墜落し、被災者Aが死亡、被災者Bが重傷を負った。

なお、朝顔の組立て作業において、親綱が設置されておらず、労働者2名は安全帯を着用していたものの、使用していなかった。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・無）

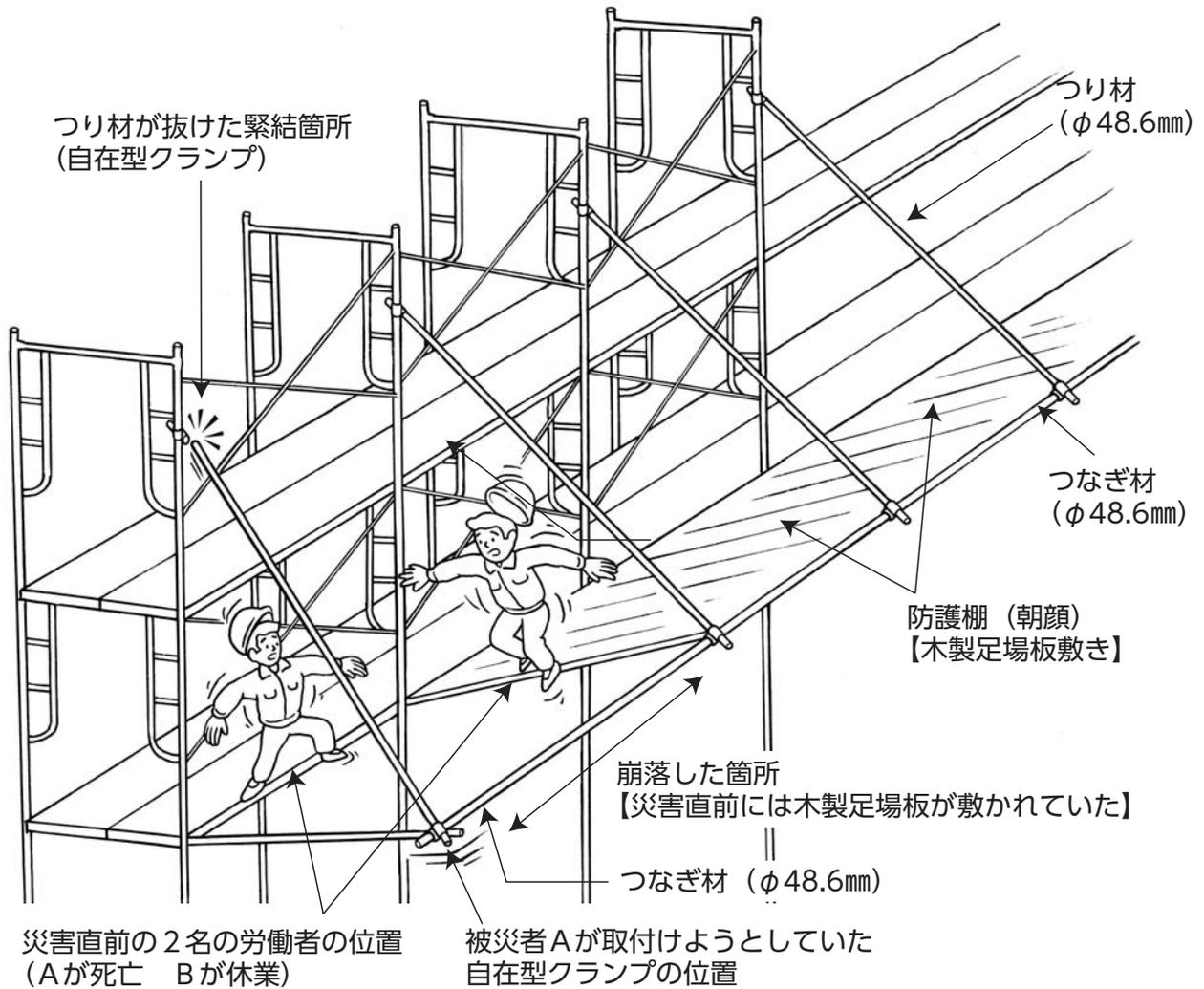
<災害発生原因>

- ① 朝顔を支持していたつり材（単管）と枠組足場を緊結していた緊結金具（自在型クランプ）から単管が抜けたこと。
- ② 親綱を設置せず、また、安全帯も使用せず、朝顔の組立て作業を行ったこと。
- ③ 朝顔の組立て作業手順が定められておらず、また、足場の組立て等作業主任者を選任していなかったこと。

<災害防止対策>

- ① 朝顔の組立て作業手順を作成し、労働者に周知すること。
- ② 朝顔の上に乗ることなく取付けできる「折りたたみ式軽量朝顔」の設置を検討すること。
- ③ 緊結部及び取付部の緩みの状態を事前に点検すること。
- ④ 安全帯を使用できる設備を設け、労働者に安全帯を確実に使用させること。
- ⑤ 足場の組立て等作業主任者を選任し、法令で定める職務を確実に遂行させること。

<災害発生状況図>



<参考となる見える化事例>

安全帯使用促進の見える化

「命綱GO活動」の一環として、ハーネス型二丁掛け安全帯の必要性を認識させるとともに、安全帯を掛け替えながら移動させることで、習慣づけしている。
 (スペースのない朝礼場に設置可能な横移動タイプのもの。)



災害事例 4 脚立に登って作業中にバランスを崩し墜落

業種	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建築 工事業	事業所 規模	1人 ～ 9人	発生日月	平成27年 7月	職種	建方工
年齢	40代	経験年数	27年	起因物	はしご等 (脚立)	事故の型	墜落・転落

<災害発生状況>

マンションのモデルルーム（鉄骨造 地上2階建て、延床面積352.8㎡）の新築工事現場で、2次下請けの建方工である被災者は、鉄骨の組立てに従事していた。

作業は、移動式クレーンで柱の組立て、梁の取付け、壁パネルの取付け、梁が振れないようにするための「つなぎ」取り及び胴縁の取付けで、鉄骨の組立て等作業主任者である2次下請の代表者の指揮のもと、被災者を含め4人の労働者が従事していた。

被災者と同僚は、各々が脚立（高さ8尺=2.32m）を用いて、柱高さ3.65mの位置に胴縁を取り付ける作業を行っていたところ、被災者が墜落した。

被災者は、安全帯を着用していたが、使用していなかった。なお、安全帯取付け設備は設置されていなかったが、梁等に安全帯を取り付けることは可能であった。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・無）

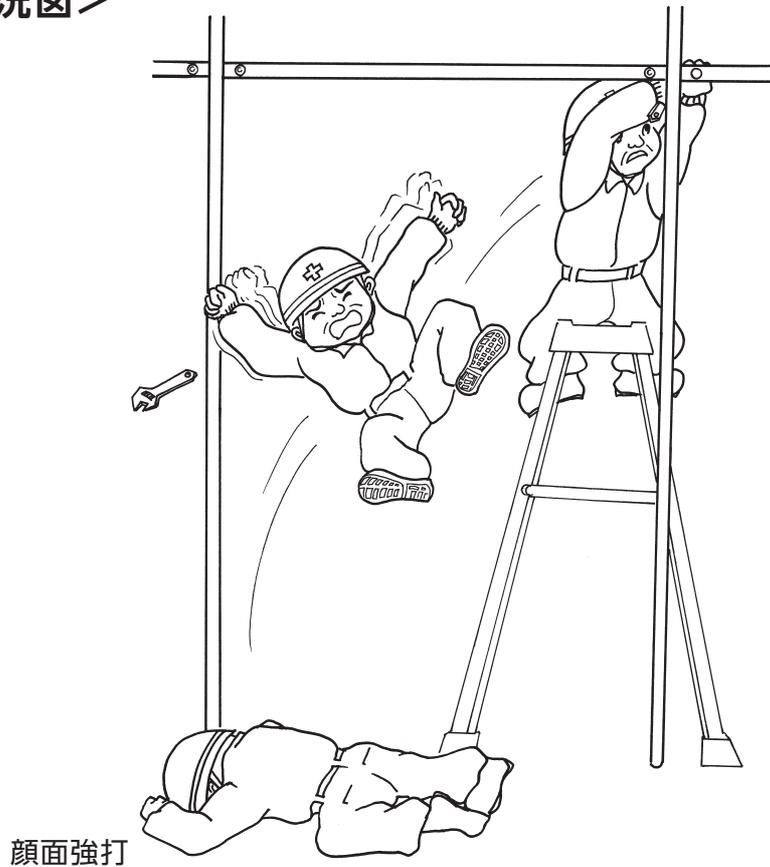
<災害発生原因>

- ① 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者が、作業の直接指揮及び安全帯の使用状況の監視等の職務を履行していなかったこと。
- ② 工事に応じた作業方法や順序を示した作業計画を作成していなかったこと。
- ③ 高さ2m以上の箇所での作業であるにもかかわらず、建築物の外部では、足場を組み立てず、内部においては、作業床を設けていなかったこと。
- ④ 安全な作業床を設けない場合に、安全帯を使用させていなかったこと。

<災害防止対策>

- ① 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者が作業の直接指揮、安全帯の使用状況の監視等作業主任者の職務を履行させること。
- ② 工事に応じた詳細な作業方法及び順序を示した作業計画を作成し周知すること。
- ③ 墜落するおそれのある場所での作業については、足場を組み立て、作業床を設けること。また、高所作業車の使用を検討すること。
- ④ 作業床を設けることが困難な場合は、安全帯の取付け設備を設け、かつ、安全帯を使用させること。

<災害発生状況図>



<参考となる見える化事例>

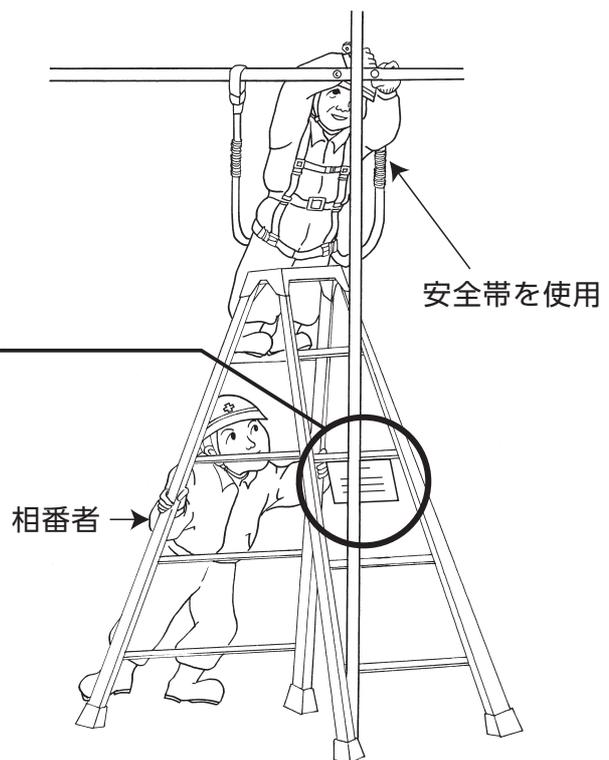
脚立安全作業の見える化

長尺脚立に、脚立の適正な作業手順を掲示している。

脚立安全作業手順書

- ①天板上に乗らないこと
- ②躯体に安全帯のフックを掛けること
- ③相番者が脚立の脚部を押さえること
- ④手に物を持って昇降しないこと
- ⑤身を乗り出して作業しないこと
- ⑥傾斜地には設置しないこと

⋮



災害事例 5 フォークリフトで荷下ろし中に崩れた荷が激突

業種	一般貨物 自動車 運送業	事業所 規模	10人 ～ 49人	発生日月	平成27年 1月	職種	トラック 運転手
年齢	50代	経験年数	4年	起因物	荷姿のもの	事故の型	飛来、落下

<災害発生状況>

被災者は、配送先の事業場（以下「配送先」という。）に荷（鋼材：1束長さ5m、幅26cm、厚さ10cm、重量約500kg）を運搬後、配送先の労働者と荷下ろしをし、配送先の労働者がフォークリフトを運転し、被災者はスリングベルトで荷を結束する作業を行った。

荷は、鋼板を束ね縦方向に3列並べた状態で、各列の間に荷崩れを防止するための杭が設置されていたが、荷下ろしする際、その杭の一本を抜いた。

フォークリフトで手前の荷を吊った際、荷（鋼材2束）が荷崩れを起こして落下し、トラック荷台付近にいた被災者に激突した。

なお、フォークリフトの作業時、専用の吊具を使用していなかった。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・**無**）

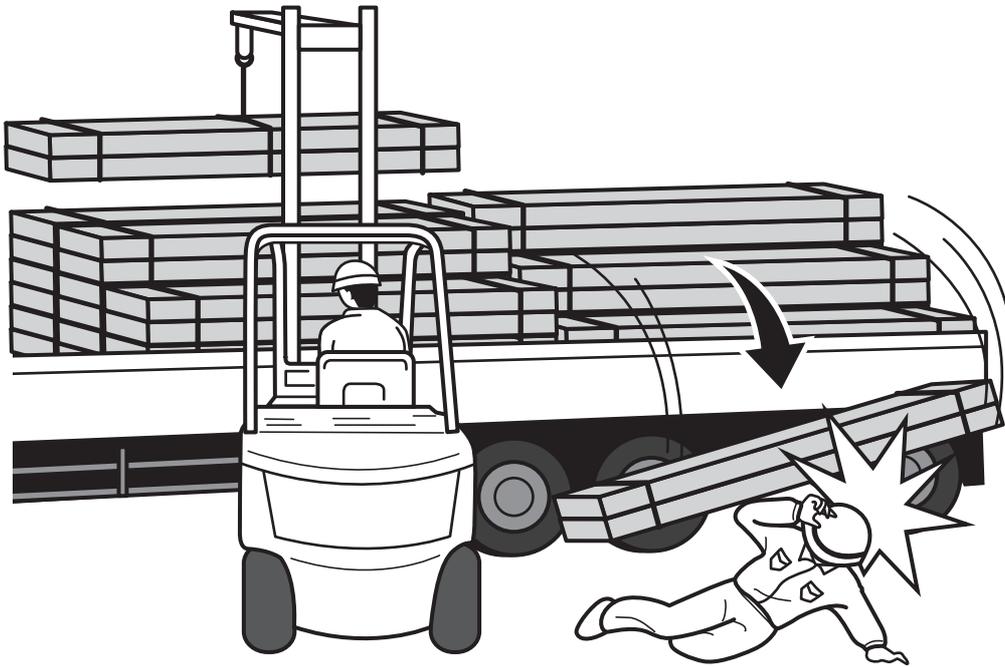
<災害発生原因>

- ① 荷崩れのおそれがあったにもかかわらず、荷下ろしする前に荷崩れ防止用の杭を抜いて、作業を行ったこと。
- ② 荷崩れ等によって荷の落下のおそれがあるトラックの荷台等に近接した場所に、労働者を立ち入らせたこと。
- ③ フォークリフトの作業時、専用の吊具を使用せず、用途外使用したこと。
- ④ 荷下ろし作業の作業手順を定め、それを関係労働者に周知させていなかったこと。

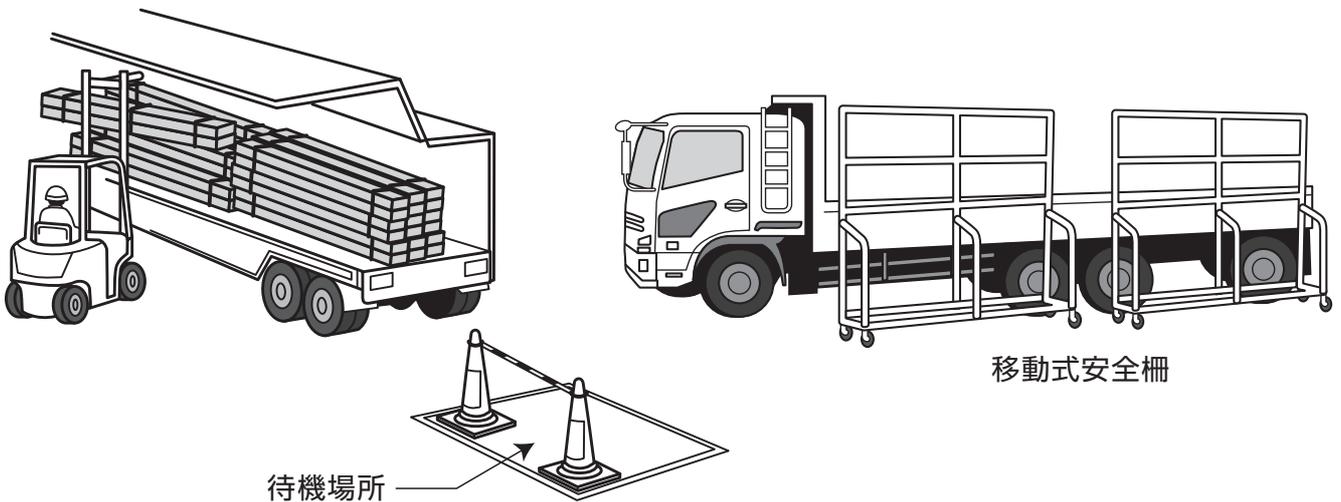
<災害防止対策>

- ① 荷崩れ防止用の杭を荷下ろし作業が終了するまで外さない等、荷の落下防止措置を行うこと。
- ② 荷下ろし作業時、荷の落下のおそれがある場所またはフォークリフトの接触等により危険を及ぼす場所には、労働者等の立入禁止措置を行うこと。
- ③ フォークリフトを主たる用途以外に使用しないこと。
- ④ 荷下ろし作業について、現場の状況、荷の形状及び重量等を運送業者と配送先とで事前に協議して、作業方法を定めた後に実施すること。
なお、作業方法は、運送事業者の労働者と配送先の労働者も参加させて決定し、定めた方法は、明文化することが望ましい。
- ⑤ 運送事業者及び配送先の関係労働者等に、荷役作業の安全な作業についての教育を行うこと。

<災害発生状況図>



<参考となる見える化事例>



- ・ 玉掛作業時に車上から墜落し、負傷する災害が頻発したことを受け、車上で積降しする作業の安全性向上のため、作業台等を研究・考案し、現場に導入した。
- ・ これらの設備を黄色く着色し、目立たせることで、作業員に安全設備の使用を促すとともに、危険作業であることの意識付けを行った。
- ・ 作業台の反対側にも移動式安全柵を設置した。

災害事例 6 店舗工事の立ち会い中に合板に躓いて転倒

業種	自動車 小売業	事業所 規模	100人 ～ 199人	発生年月	平成27年 3月	職種	事務職
年齢	60代	経験年数	43年	起因物	木材	事故の型	転倒

<災害発生状況>

店舗2階駐車場で、受電設備の更新工事の立ち会いをしていたところ、工事のために床に敷いてあった合板（段差2.5cm）に躓いて、転倒し腹部を強打したが、業務を続けた。

数時間後、体調不良で病院に搬送されたが脾臓の損傷による出血性ショックで翌日死亡した。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・無）

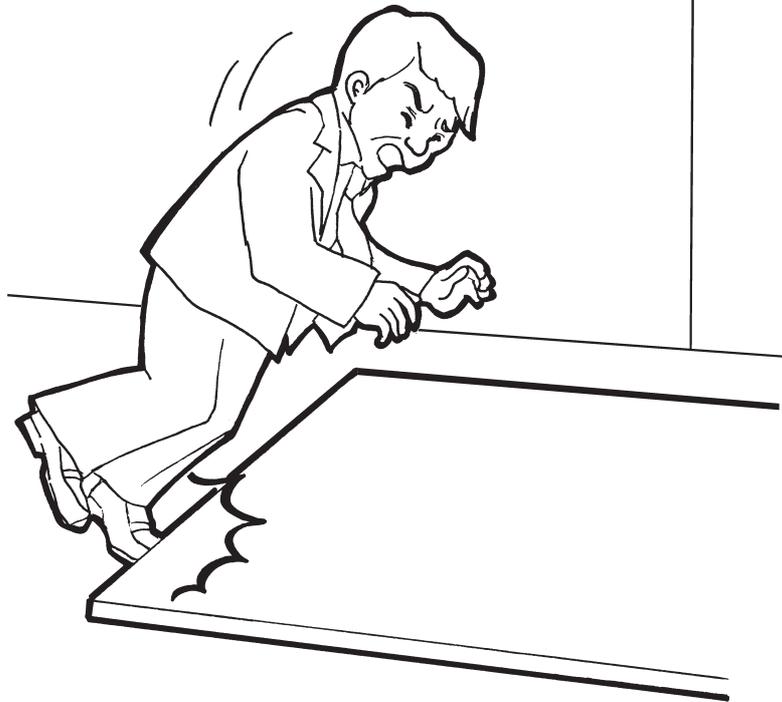
<災害発生原因>

- ① 仮設電機設備を乗せるための厚さ2.5cmの合板を敷いたため、段差が生じ、これに躓いたこと。

<災害防止対策>

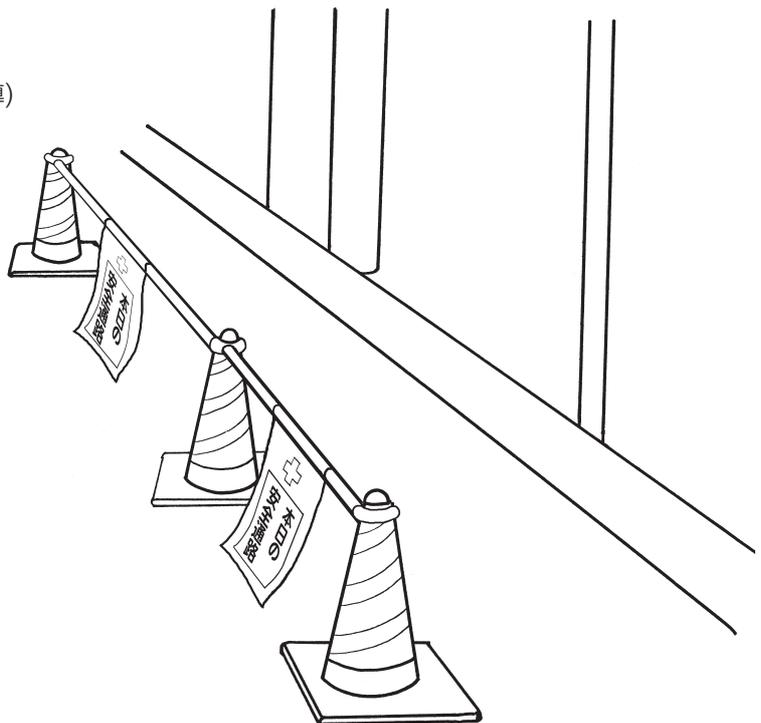
- ① 安全な通路を確保すること。
- ② 合板上を通路にする場合は、段差を改善すること。
- ③ 通路以外の合板の回りには、カラーコーンを配置するなど通行禁止措置をすること。
- ④ 段差が改善出来ない場合は、トラマークの表示など段差があることを認識させること。
- ⑤ 夜間作業がある場合は、適切な照明設備を設置すること。
- ⑥ 4S活動を実施して、つまずき、転倒の危険がない作業場所を確保すること。
- ⑦ 雨天時の水による転倒の危険性を検討し、対策を講じるとともに、特に、側溝の金属製の蓋など水により滑りやすい場所がないか事前に調査を行うこと。
- ⑧ 高齢労働者に対して、加齢により運動機能が低下していることを自覚してもらう教育を実施すること。

<災害発生状況図>



<参考となる見える化事例>

- ・安全通路の表示する。(安全な通路への誘導)
- ・段差の解消する。
- ・段差の注意表示する。(段差に気がつけば
跨いで躓きません)



災害事例 7 荷下ろし中にエレベーターではさまれる

業種	その他の事業	事業所規模	10人 ～ 49人	発生日月	平成27年 10月	職種	洗浄業務員
年齢	40代	経験年数	5年	起因物	エレベーター	事故の型	はさまれ、 巻き込まれ

<災害発生状況>

派遣先の工場の2階で、被災者は、コンテナ（プラスチック容器）の出荷準備の業務に従事していた。

被災者が同僚にエレベーター（積載荷重約1.5t）でコンテナを1階に運ぶよう依頼し、同僚がコンテナ25個を載せたハンドリフターをエレベーターに積み込み降下させたところ、被災者がエレベーターの搬器と2階床に頸部を挟まれた。

なお、エレベーターは、搬器に出入口の戸や昇降路に囲い等がなく、安全装置もなかった。

（災害発生時の作業についてのリスクアセスメントの実施の有無 有・**無**）

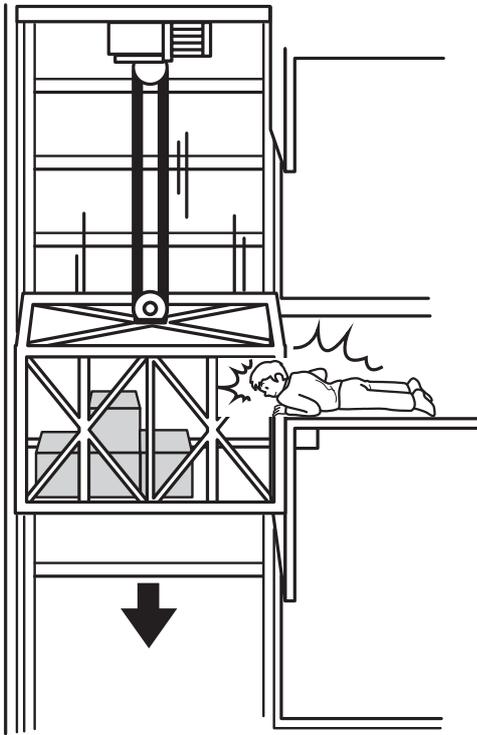
<災害発生原因>

- ① 搬器に出入口の戸・昇降路に囲い、安全装置等がないエレベーターを使用させていたこと。
- ② エレベーターを使用させるに際し、作業前にリスクアセスメントを行い、危険性を評価した後、搬器に出入口の戸・昇降路に囲い、安全装置等を設けたエレベーターに改善するなど必要な措置を行っていなかったこと。
- ③ エレベーターを使用する作業手順を定め、それを関係労働者に周知する等、教育を行っていなかったこと。

<災害防止対策>

- ① 上記のエレベーターについて、エレベーターの搬器の出入口の戸・昇降路に囲いを設置する等構造規格を具備したものを使用すること。
- ② 作業毎に作業前にリスクアセスメントを実施し、危険業務を評価し、その改善が図られた後に労働者に作業させること。
- ③ エレベーターについて、作業状況に応じた作業手順書を作成し、関係労働者に周知、理解させるために教育を実施すること。
- ④ 労働者は、その手順に基づき作業を行い、管理者は、手順どおり作業しているか、監視すること。

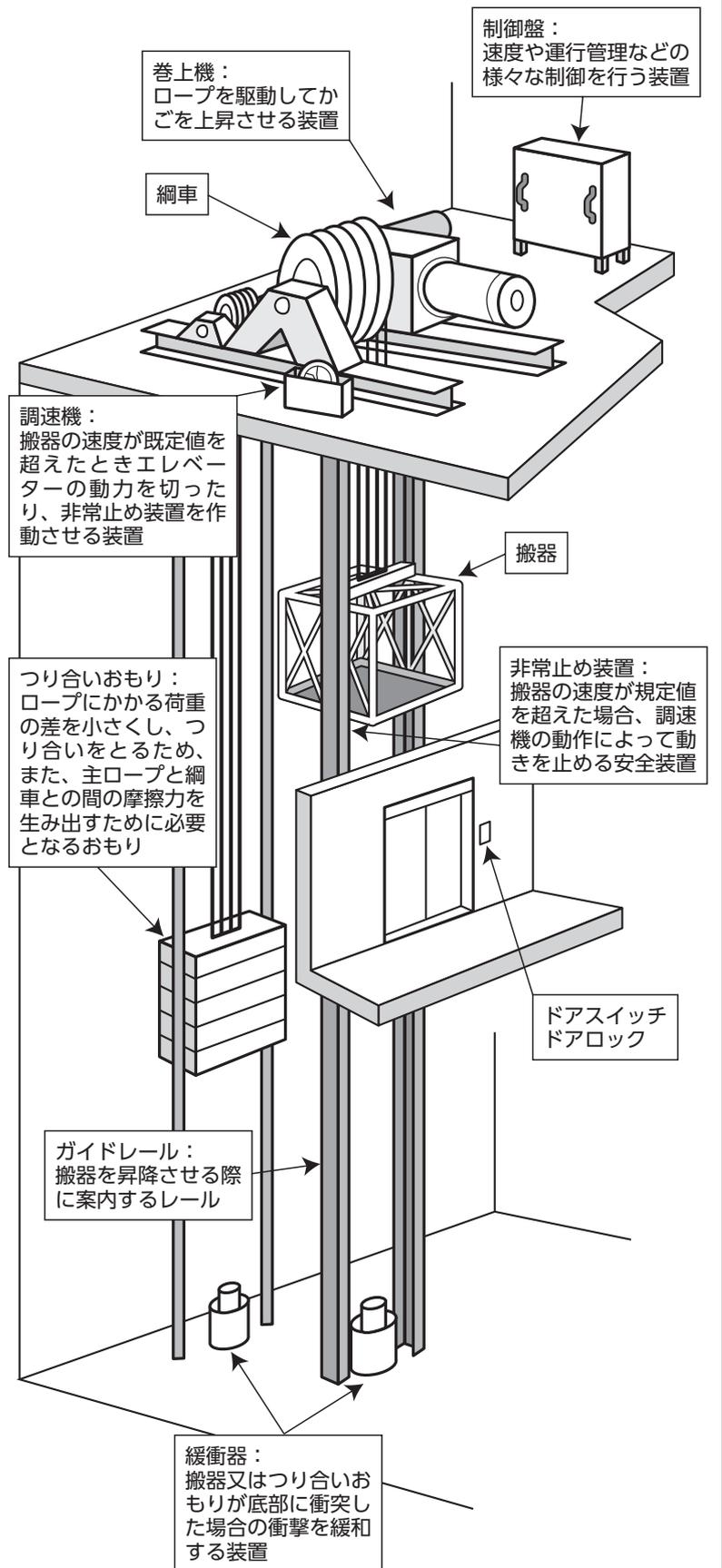
<災害発生状況図>



<参考となる見える化事例>

エレベーターは、厚生労働大臣が定めた規格（構造規格）を具備していなければ製造も設置も使用もできない。

参考：エレベーター構造規格の主なものは右図のとおり。



7 交通労働災害の防止

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さまへ



交通労働災害を防止しよう!

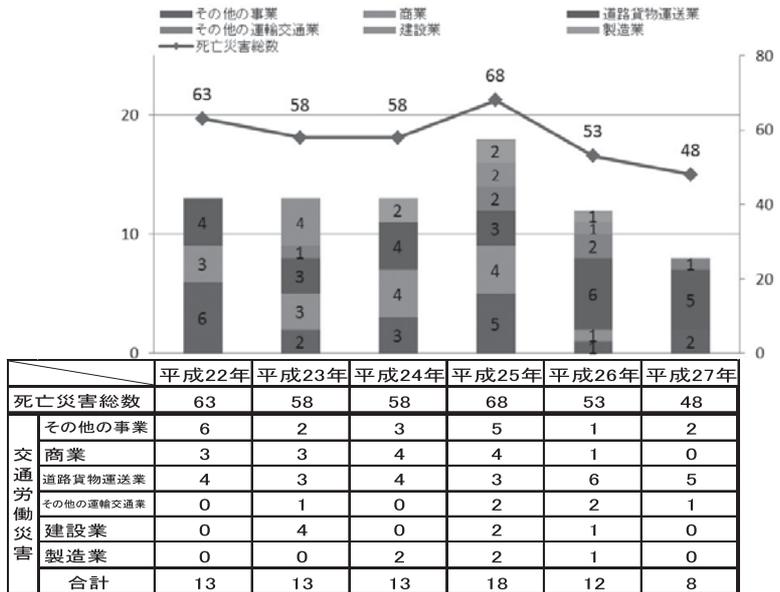
大阪府内の平成27年の労働災害による死亡者は、前年より5人減少の48人です。

このうち、交通労働災害は、前年より4人減少の8人で、「道路貨物運送業」が最も多く5人、「タクシー・ハイヤー業」が1人、警備業等の「その他の事業」が2人となっています。

また、平成28年1月には、長野県内の国道で、スキーツアーの貸切バスが対向車線をはみ出して道路の崖下に転落し、運転者2人を含む15人が死亡、乗客26人が重軽傷を負う重大な自動車事故が発生しましたが、交通労働災害は、労働者のみならず、乗客等一般市民を巻き込むことも少なくありません。

運輸交通業だけでなく、業務として自動車を運転する全ての事業場で、労使一体となって交通労働災害防止対策に取り組みましょう。

死亡災害発生状況



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・改善基準告示(最終頁参照)を遵守した走行の開始、終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・病気やケガ、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況や道路事情などを記載した交通安全情報マップを作成し、情報共有する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

- 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。
- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

平成27年 交通労働死亡災害発生の概要

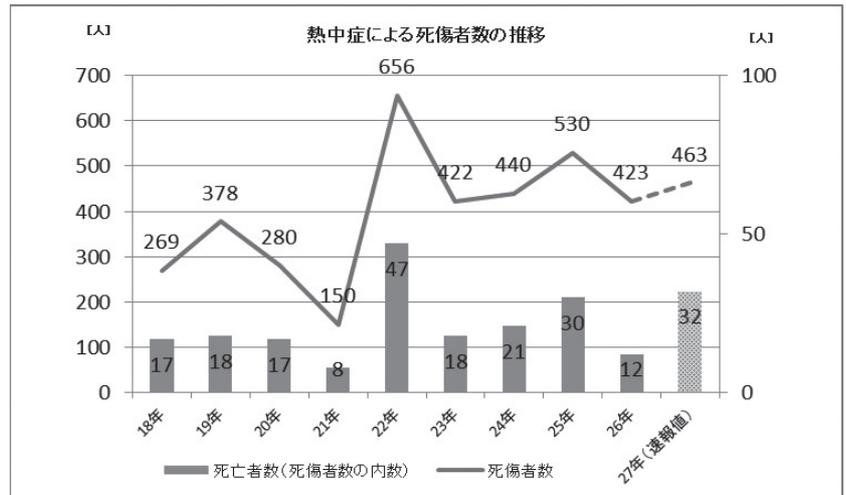
大阪労働局 労働基準部 安全課

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	起因物	発 生 状 況
1	7月	一般貨物 自動車運送業	男	40代	運転者	16年	トラック	県道をタンクローリーを運転して走行していたところ、反対車線を走行していた軽自動車と橋の上で衝突して、橋の欄干を突き破り約15m下の川に転落し、車内に取り残されて溺死した。
2	7月	一般貨物 自動車運送業	男	30代	運転者	9年	トラック	高速道路をトラックを運転して走行していたところ、タイヤの破裂で停車していた大型トラックに激突した。
3	8月	一般貨物 自動車運送業	男	30代	運転者	2年	トラック	高速道路をトラックを運転して走行していたところ、パンク修理後に路肩から走行車線に入ってきた大型トレーラーを回避できずに追突した。
4	8月	警備業	男	50代	運転者	12年	トラック	高速道路で、工事が終了し車線規制を解除するため、カラーコーンを回収する作業車の約50m後方に標識車を停車させていたところ、走行中の大型トラックに追突され、その衝撃で機台車に追突し横転、炎上した。
5	8月	その他の事業	男	30代	運転者	1年	乗用車	高速道路で、労働者7名がワンボックスカーでイベント会場に向かう途中、側壁に衝突して横転し、6人は路側帯に避難していたが、運転手が横転した車に荷物を取りに戻っていたところ、横転した車に大型トラックが衝突した。
6	9月	一般貨物 自動車運送業	男	60代	運転者	37年	トラック	公道を15tトラックで、鋼材を運搬して走行していたところ、右折すべき交差点を直進し、工場の門扉を突き破って建物に衝突した。
7	10月	ハイヤー・ タクシー業	男	70代	運転者	30年	乗用車	高速道路をタクシーを運転して走行していたところ、出口の左カーブの側壁に激突した。
8	10月	一般貨物 自動車運送業	男	50代	整備工	30年	乗用車	整備に必要な部品を購入して自転車で会社に戻っていたところ、乗用車と接触した。

8 職場における熱中症による死傷災害の発生状況

■ 全国の熱中症による死傷者数の推移（平成18～27年分）（平成28年1月末時点速報値）

過去10年間（平成18～27年）の全国の職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成22年に656人と最多であり、その後も400～500人台で推移しています。平成27年の死亡者数は32人と過去10年間で2番目に多くなっています。



平成27年の熱中症による死亡者32人のうち、【水分や塩分の摂取は労働者任せであった】と分かっているものは19事例ありました。

また、同僚などからの問いかけに対し【大丈夫】と応えたり、何も言わずに【がまんや無理】をしていたのではないかとと思われるものは10事例ありました。

周りの者が、【体調が悪そうだ】と気づく頃には、本人は【相当しんどい】はずです。

本人が「あれ？熱中症かな？」と気づき、早期の治療につなげることが重篤な状態にしないために大切です。

そのためには、【熱中症に関する労働者への教育】を確実にを行い、自覚症状があれば【すぐに申し出る】ことができる仕組みを作るとともに、【医療機関へ素早く搬送できる体制】を整えることが必要です。

■ 平成27年の熱中症による死亡災害の事例（速報）【厚生労働省ホームページから抜粋】

《がまんや無理をしていたのではないかとと思われる事例》

番号	月	業種	年代	事案の概要
9	8月	土木工事業	40歳代	<p>被災者は8時から除草作業現場で刈った草の集積とトラックへの積み込み作業を行っていた。14時頃、被災者が「体調が悪い」と申し出たため、近くの日陰で休憩させた。被災者は突然震え、飲んでいた飲み物を嘔吐し、身体が痙攣し始めたが、現場代理人の声かけに対し、「大丈夫」と答え、一旦は状態が安定した。しかし再び嘔吐し、自力で身体を曲げることができず、ろれつが回らなくなったため、付き添っていた同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は25.7℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・涼しい休憩場所は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
10	8月	土木工事業	60歳代	<p>被災者は8時から、草刈り機を使用し、資材置き場の除草作業を行っていた。11時頃、被災者が体調不良を訴えたため、車の中で休憩をとらせた。11時45分、被災者から「体調が回復しないため午後は休む」との申出があり、同僚が病院に連れて行こうとしたが、「自宅で寝ていれば治る」と言われ、12時に同僚とともに事業場に戻り、被災者は車で帰宅した。事業主が「体調は大丈夫か」と被災者に声をかけた際には「大丈夫」と返答したが、17時頃、帰宅した妻が、心肺停止で横たわっている被災者を発見し、搬送された病院で、死亡が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.4℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。

13	7月	警備業	50歳代	<p>被災者は9時から住宅の新築工事現場で交通整理を行っていた。現場付近には日差しを遮る場所はなく、休憩時、被災者は縁石に座っていた。昼休憩中の12時頃、被災者の体調が悪そうであったため、午後の作業はしばらく休むよう伝えた。16時30分頃、被災者の様子を確認に行ったところ、倒れている被災者を発見したため、119番通報し、被災者は病院に搬送されたが、21日後に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃ ・現場付近には、休憩時に日差しを遮ることができる場所はなかった。 ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。
17	8月	警備業	50歳代	<p>被災者は8時30分から工場屋根改修現場で車両の誘導を行っていた。業務終了後の16時50分に、被災者は「明日、明後日休みたい」と言い、車で帰宅したが、17時15分頃、近くの路上で倒れているところを歩行者が発見し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せになっていた。 ・現場に元請事業者が設置した、冷房、製氷機、塩飴等が備えられた休憩場所を、被災者は遠慮して休憩時に利用していなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
19	8月	警備業	50歳代	<p>被災者は道路災害復旧の工事現場で、交通整理を行っていた。13時40分頃、他の作業員が放心状態になっている被災者に気づき、休憩させた。約10分後、その作業員が被災者の様子を見に行ったところ、被災者が倒れており、病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.9℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。
20	7月	食料品製造業	50歳代	<p>被災者は7時50分頃から工場内で製品の副産物をフレコンバッグに充填する充填機の操作を行っていた。14時20分頃、上司がしゃがんでいる被災者を発見した。被災者は背中に汗をかいていたが、目眩がする程度で大丈夫と言っていたため、エアコンがある攪拌操作室へ移動させた。被災者は自ら靴や保護帽を脱ぎ、水筒の蓋を開けて飲んだ。14時30分頃、突然、被災者が床に崩れるように倒れ、119番通報により病院に搬送されたが、6日後に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
25	8月	一般貨物自動車運送業	50歳代	<p>被災者は8時頃から家具の配送の補助を行い、4軒目にトラックで向かっている途中の11時過ぎに体調不良を訴えた。本人の同意により4軒目は被災者をトラックで休憩させ、同僚のみで作業を行っていたところ、被災者がトラックで倒れているところを付近の住民が発見し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.9℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
27	6月	廃棄物処理業	50歳代	<p>被災者は8時10分から工場建屋内で粉碎された廃プラスチックが自動投入されるフレコンバッグを入れ替える作業を行っていた。作業場のリーダーが作業前と作業中に被災者に対し体調の確認を行った際は問題無い旨の回答があったが、13時50分頃、被災者が突然倒れ込み意識を失い、同僚が119番通報し病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は24℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
29	8月	農業	60歳代	<p>被災者は8時からビニールハウスで野菜の収穫を行っていたが、13時30分頃、「胃の調子が悪い」と言ったため、同僚が休憩させた。14時頃、被災者は事業主に早退を申し出、自家用車を運転して帰宅し、その日の夜に病院で点滴を受け、翌日から別の病院に入院したが、その2日後に死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。
30	8月	砂利採取業	40歳代	<p>被災者は7時30分から砕石プラントで機械の操作等を行っており、11時30分頃、体調不良を訴えたため、休憩室で休憩した。12時頃、昼休憩のため休憩室に入った同僚が「病院に連れていったらか」と尋ねたところ、被災者は「頼む」と答えたため自家用車を取りに行き、休憩室に戻ると、被災者の意識がなくなっていたため、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応は不十分であった。

9 死亡災害一覧 (平成27年度)

製 造 業

番号	発生月	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	その他の金属製品製造業	男	50代	仕上機械工	21年	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械	レールを走行するレーザー切断機の移動範囲内で、クレーンで吊った鋼板を取り外しをしていたところ、後方から走行してきたレーザー切断機と積まれた鋼板の間に挟まれた。
2	2月	その他の土石製品製造業	男	40代	製造工	10年	墜落、転落	建築物、構築物	自社ビルの5階で、出勤のタイムカードを打刻後、勤務する3階の工場にエレベーターで移動しようとしていたところ、エレベーター付近の窓から地上に転落した。
3	3月	織物業	男	50代	織機準備工	39年	火災	その他の材料	工場内の繊維機械付近で出火したため退避したが、初期消火により一旦鎮火したので状況を確認に行ったところ、再び出火し、逃げ遅れて焼死した。
4	4月	その他の鉄鋼業	男	40代	作業員	20年	飛来・落下	荷姿の物	重機（つかみ機）で廃棄物を粉碎中、重機の付近で作業していたところ、重機のアームを上昇させた際、アームの先にひっかかっていた鉄製の箱が落下した。
5	6月	機械器具製造業	男	60代	技術者	30年	墜落、転落	建築物、構築物	金属加工用機械の納品、設置のために出張した工場（外国）で、機械据え付けピット付近の鉄筋につまずき、深さ3.3mのピットに転落した。
6	7月	その他の製造業	女	40代	その他の製造工	1ヶ月	墜落、転落	開口部	中2階で、商品のラッピング、箱詰め、出荷仕分け等の作業中、重さ60kgの商品（60冊/箱×6箱）を台車で運搬していたところ、安全柵を外していた荷揚開口部から約2.8m下に墜落した。
7	8月	プラスチック製品製造業	男	50代	プラスチック製品製造工	1年	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	工場中、樹脂のスクラップの溶融、成型等を一人でしていた（夜勤）ところ、熱中症で倒れた。（交替出勤してきた同僚が発見）
8	8月	その他の食品製造業	男	40代	作業員	1ヶ月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	高温多湿の調理室で、勤務していたところ、熱中症を発症し、帰宅途中に倒れた。
9	9月	製鉄・製鋼・圧延業	男	50代	金属熱処理工	18年	はさまれ、巻き込まれ	その他の装置、設備	工場中、鋼線の脱脂洗浄設備の異常点検のため、洗浄機械のシャワーヘッドの可動範囲内に体を乗り出したところ、作動していたシャワーヘッドと同機械のアングルとの間に挟まれた。
10	9月	その他の金属製品製造業	男	50代	管理者	1年	はさまれ、巻き込まれ	アーク溶接装置	工場中、自動溶接装置が故障（溶接後の製品搬出装置の台車が停止）したため、運転を停止せず、台車の可動範囲内で修理していたところ、台車が動いて挟まれた。
11	10月	その他の金属製品製造業	男	40代	作業員	1ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	工場中、自動梱包機が梱包用段ボールのセット不良で停止したため、運転を停止し、梱包機内に入って不良の段ボールを取り除き、声で確認し合った後に同僚が再起動させたところ、梱包機内で挟まれた。
12	12月	その他の食品製造業	男	30代	作業員	4年	はさまれ、巻き込まれ	エレベーター、リフト	工場中、リフト（搬器の北側は扉・囲いなし）で袋入りの原料を1階から中2階に荷上げ中、荷が崩れて昇降路に接触して袋が破れそうになったため、一度停止後に下降させながら、中2階から身を乗り出して搬器北側から上体を入れ荷の位置を修正していたところ、リフトに挟まれた。

建設業

番号	発生月	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	その他の建築工事業	男	50代	作業員	28年	墜落、転落	建築物、構築物	中学校の防球ネット改修工事現場で、防球ネット用のコンクリート製支柱に登り、補強用ワイヤーの取り外しをしていたところ、9m下の地上に墜落した。
2	4月	木造家屋建築工事業	男	20代	土工	22ヶ月	崩壊、倒壊	地山、岩石	宅地造成工事現場で、高さ5mの法面に掛けてあった養生シートの手直しをしていたところ、法面が崩壊した。
3	5月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	60代	左官	2年	分類不能	建築物、構築物	体育館プール等建築工事現場で、2階スラブコンクリート打設後擁壁部のコンクリートの天端均しを一人でしていたところ、半乾きのスラブコンクリートにうつぶせに倒れ、窒息した。(元請け従業員が発見)
4	7月	木造家屋建築工事業	男	40代	組立工	27年	墜落、転落	はしご等	モデルルーム新築工事現場で、高さ約2.4mの脚立を使用して高さ3.6mの箇所に胴縁の取り付けをしていたところ、墜落した。
5	7月	木造家屋建築工事業	男	70代	大工	56年	墜落、転落	建築物、構築物	木造家屋建築工事現場で、高さ3mの火打梁に上がり、母屋材の設置をしていたところ、足を踏み外し墜落した。
6	8月	その他の建築工事業	男	40代	解体工	2年	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	鉄骨造4階建て解体工事現場で、屋根が撤去された4階において廃材の片付け等をしていたところ、熱中症で倒れた。
7	8月	その他の建築工事業	男	50代	解体工	20年	墜落、転落	足場	鉄骨造2階建住宅の解体工事現場で、丸太足場の3段目に上がって足場に設置された養生シートの3層目部分の取り外ししていたところ、約5m下の隣地との境界柵に墜落し、さらに約1m下の隣地に墜落した。
8	9月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	20代	とび工	2年	墜落、転落	その他の仮設物	集合住宅の外壁改修工事現場で、同僚と外部足場の落下防止柵の組み立てをしていたところ、乗っていた落下防止柵が崩壊し、墜落した。(同僚は休業災害)
9	9月	その他の土木工事業	男	40代	土工	1年	崩壊、倒壊	建築物、構築物	自社敷地内の雨水排水路の補強工事現場で、排水路内に入り、コンクリート製擁壁(縦2m、横約1m、厚さ0.3m)の厚さを測定していたところ、固定していた支保工が折れ、擁壁が倒れ下敷きになった。
10	10月	その他の建設業	男	60代	その他の作業員	15年	墜落、転落	開口部	鉄筋コンクリート造7階建ての解体工事現場で、散水作業を行うため、7階へ移動しようとして6階躯体内を移動していたところ、部材搬出用の開口部から1階まで約19m墜落した。
11	10月	その他の建設業	男	60代	作業員	30ヶ月	墜落、転落	足場	木造2階建解体工事現場で、一側足場の3段目に上がり、2階庇の取り壊しを行っていたところ、地上まで約6m墜落した。
12	10月	その他の建築工事業	男	10代	作業員	3年	墜落、転落	足場	工場外壁塗装工事現場で、一側足場の4段目に上がり足場を解体して部材を3段目にいる作業員に受け渡した後、戻ろうとしたところで、地上まで約6mを墜落した。
13	12月	その他の建設業	男	20代	作業員	10年	高温・低温の物との接触	ボイラー	工場の定期点検整備工事現場で、発電用ボイラーのホッパーの壁面に付着した焼却灰の掻き落としを行っていたところ、上部壁面及び水道管等に付着していた高温の焼却灰が落下し埋もれた。

運 輸 業

番号	発生月	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	一般貨物 自動車運送業	男	50代	運転者	4年	飛来、 落下	荷姿の物	配送先で、トラックの荷台から荷下ろしをし、配送先の労働者がフォークリフトでトラックの荷台に積まれた鋼板を下ろそうとしたところ、荷崩れを起こし、落下して当たった。
2	7月	一般貨物 自動車運送業	男	40代	運転者	16年	交通事故 (道路)	トラック	県道をタンクローリーを運転して走行していたところ、反対車線を走行していた軽自動車と橋の上で衝突して、橋の欄干を突き破り約15m下の川に転落し、車内に取り残されて溺死した。
3	7月	一般貨物 自動車運送業	男	30代	運転者	9年	交通事故 (道路)	トラック	高速道路をトラックを運転して走行していたところ、タイヤの破裂で停車していた大型トラックに激突した。
4	8月	一般貨物 自動車運送業	男	30代	運転者	2年	交通事故 (道路)	トラック	高速道路をトラックを運転して走行していたところ、パンク修理後に路肩から走行車線に入ってきた大型トレーラーを回避できずに追突した。
5	9月	一般貨物 自動車運送業	男	60代	運転者	37年	交通事故 (道路)	トラック	公道を15tトラックを運転して鋼材を積んで走行していたところ、右折すべき交差点を直進し、工場の門扉を突き破って建物に衝突した。
6	10月	ハイヤー・ タクシー業	男	70代	運転者	30年	交通事故 (道路)	乗用車	高速道路をタクシーを運転して走行していたところ出口の左カーブの側壁に激突した。
7	10月	一般貨物 自動車運送業	男	50代	整備工	30年	交通事故 (道路)	乗用車	整備に必要な部品を購入して自転車で帰社していたところ乗用車と接触した。
8	11月	一般貨物 自動車運送業	男	50代	運転者	24年	はさまれ、 巻き込まれ	移動式 クレーン	建築工事現場東側の勾配5.1度の道路で、トラッククレーンを停止し、足場材の積み込み後にアウトリガーの収納をしていたところ、トラッククレーンが逸走し、アウトリガーと現場の足場（建地）に挟まれた。

そ の 他

番号	発生月	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	2月	その他の小売業	男	60代	運転者	2ヶ月	激突され	トラック	粉粒体運搬車からセメント粉をサイロに空気圧送中、運搬車のタンク上部の蓋から空気が漏れていたため、蓋を閉めようとしたところ、空気圧で蓋が開き激突し、3m下の地面に墜落した。
2	2月	警備業	男	60代	警備員	0年	墜落、転落	建築物、構築物	地下鉄の駅で、案内業務をしていたところ、業務交代時にホームから墜落し、約6ヶ月後に死亡した。
3	3月	自動車小売業	男	60代	管理者	43年	転倒	木材、竹材	2階駐車場で、受電設備の更新工事の立ち会いをしていたところ、工事のために床に敷いてあった合板につまずき、転倒し、腹部を強打した。
4	3月	警備業	男	40代	警備員	7年	その他	起因物なし	ホテルで、施設巡回中倒れているのが発見された。長時間労働による過重労働。
5	4月	その他の卸売業	男	50代	作業員	8年	激突	フォークリフト	荷捌き場で、荷下ろしのため、トラックの荷台に積まれた重さ約0.8tの荷物をワイヤロープを使用し、フォークリフト（最大荷重1t）を運転して牽引していたところ、フォークリフトがバランスを崩し、大きく振れて運転席から投げ出され、建物の柱に激突した。
6	4月	その他の小売業	男	40代	作業員	20年	墜落、転落	その他の装置、設備	出張先の工場で、メンテナンスのため、大型射出成形機の上で配管補修をしていたところ、当該配管の締め付け時に工具が外れてバランスを崩し、5.16m下の床面に墜落した。
7	6月	採石業	男	60代	作業員	4ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	トラック	採石プラントのホッパーの前を歩行していたところ、ホッパーに岩石を投入するためにバックしてきたダンプカーにひかれた。
8	7月	その他の港湾運送業	男	30代	はしけ作業員	4ヶ月	おぼれ	その他の乗物	曳航船に曳航されたはしけに1人で乗船していたところ、海に落ちて行方不明となっていたが4日後河口付近で発見された。
9	7月	その他の小売業	男	30代	技術者	16年	その他	起因物なし	出張先の駐車場で、くも膜下出血で倒れ病院に搬送されたが、20日後に死亡した。（長期間の過重労働）
10	8月	その他の清掃・と畜業	男	50代	清掃員	4年	転倒	その他の動力運搬機	ゴルフ場で、ティーグラウンドの芝刈り後、スイーパー（乗用集塵機）を運転して集塵していたところ、傾斜地で横転し、スイーパーの下敷きになった。

番号	発生月	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
11	8月	その他の卸売業	男	50代	運転者	1年	崩壊、倒壊	整地・運搬・積み込み用機械	トラクターショベルのバケットの爪に重さ約1tの金属製の粒度分別用の網を引っかけて吊り上げた状態で、補修していたところ、爪から網が外れ、下敷きになった。
12	8月	警備業	男	50代	運転者	12年	交通事故(道路)	トラック	高速道路で、工事が終了し車線規制を解除するため、カラーコーンを回収する作業車の約50m後方に標識車を停車させていたところ、走行中の大型トラックに追突され、その衝撃で機台車に追突し横転、炎上した。
13	8月	その他の事業	男	30代	運転者	14ヶ月	交通事故(道路)	乗用車	高速道路で、労働者7人がワンボックスカーでイベント会場に向かう途中、側壁に衝突して横転し、6人は路側帯に避難していたが、運転手が横転した車に荷物を取りに戻っていたところ、横転した車に大型トラックが衝突した。
14	10月	その他の事業	男	40代	派遣労働者	5年	はさまれ、巻き込まれ	エレベーター、リフト	派遣先の工場の2階で、プラスチック容器の出荷のため、同僚にエレベーター（搬器に扉なし）で1階に運搬するよう指示し、同僚が同容器を積んでエレベーターを降下させていたところ、搬器内を覗き込んで、2階床と搬器の上枠に頭部を挟まれた。
15	12月	港湾荷役業	男	30代	派遣労働者	14年	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	派遣先の倉庫で検品等に從事していたが、屋外に出ていたところ、走行していたフォークリフトに轢かれた。